

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律
規制の名称	小出力発電設備及び自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保
規制の区分	新設、 <u>改正(拡充)</u> 、緩和、廃止
担当部局	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
評価実施時期	令和2年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 現行制度では、小出力発電設備の所有者又は占有者は、報告徴収の対象とされていない。また、立入検査については、一般用電気工作物のうち「居住の用に供されているもの」が対象外となっているため、住居の屋根に設置される小出力発電設備は立入検査の対象とされていない。そのため、安全性に疑義が生じた場合や事故が発生した場合であっても、報告徴収や立入検査によって設備の状況を把握することができず、必要に応じて適切な行政指導を行うこともできないため、現行の制度を維持した場合には、安全性に問題のある小出力発電設備について、保安の確保が困難な状態が継続することになる。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 自家用電気工作物は、その保守点検を設置者自らが行うのではなく、委託契約に基づき外部の事業者へ委託するケースが多くあるが、この保守点検を行う事業者は、現行制度では報告徴収や立入検査の対象とされていない。保守点検を外部の事業者に行わせている設置者については、その設置者の設備で事故が生じるおそれがある場合や実際に事故が生じた場合に、設置者に対する報告徴収や立入検査だけでは、十分に当該設備の保守点検の状況が把握できないケースが生じている。そのため、現行の制度を維持した場合には、自家用電気工作物の適切な保安の確保が困難な状態が継続することになる。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>[課題及びその原因]</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 再エネ特措法の施行以降、小出力発電設備の導入件数が急増しており、加えて、電気設備に関する専門知識に乏しい設置者の出現、傾斜地や水上への設置など、設置者及び設置形態の多様化も進展し、一部の設備については、安全性の疑義が指摘されており、実際に事故も発生している。そのため、近年の環境変化を踏まえ、小出力発電設備についても、報告徴収、立入検査の対象とすることで、設備の安全性を確認し、公共の安全を確保する必要がある。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 再エネ特措法の施行以降、自家用電気工作物の設置者が多様化しており、事務所や自宅等から離れた遠隔地に太陽電池発電設備や風力発電設備等を設置し、当該設備の保守点検は専ら外部の事業者任せ、設備の状況について自ら確認していない設置者が増加している。そのため、こうした設置者の設備については、必要に応じて、実際に設備の保守点検を行った事業者に対しても報告徴収や立入検査を行い、設備の保守点検の状況等を的確に把握する必要がある。</p> <p>[規制以外の政策手段の内容]</p> <p>経済的インセンティブや啓発・啓蒙活動等により、小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安の確保を設置者等に促すことが考えられるが、法的な義務を課さない場合、その実効性が担保されないことから、規制以外の手段は適切ではないと考えられる。</p> <p>[規制の内容]</p> <p>小出力発電設備の所有者又は占有者を報告徴収の対象として規定するとともに、一般用電気工作物である小出力発電設備の設置の場所への立入検査について、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においても、居住者の承諾が得られた場合には、立入検査を行うことができるようにする。また、報告徴収及び立入検査の対象に、自家用電気工作物の設置者以外に保守点検を行った事業者を追加する。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用) 立入検査については、国等が検査を実施するものであり、遵守費用は立入検査に立ち会う人件費及び検査を受検する事前準備等のみであることから、発生する遵守費用は限定的である。報告徴収については、報告のための書類準備等の対応が発生するが、小出力発電設備の所有者若しくは占有者、又は自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に報告を求める内容は、設備の仕様や保守点検の結果等であり、既存の資料の写し等で対応できるものであることから、発生する遵守費用は限定的である。</p> <p>(行政費用) 報告徴収及び立入検査の実施件数に応じた行政費用が発生する。</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「<u>行政費用</u>」の増加の可能性に留意 規制の緩和ではないため、該当せず。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能限り必要</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 安全性に疑義のある設備や事故が発生した小出力発電設備への報告徴収及び立入検査によって、小出力発電設備の事故の未然防止や事故の再発防止等につながり、公共の安全の確保に資することが見込まれる。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 安全性に疑義のある設備や事故が発生した自家用電気工作物について、その保守点検を行った事業者に対する報告徴収及び立入検査によって、自家用電気工作物の事故の未然防止や事故の再発防止等につながり、公共の安全の確保に資することが見込まれる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安が適切に確保されることで、設備の事故を防止することができること等が便益と考えられるが、設備状況、事故の態様、事故による損害等は個々の事案で大きく異なるため、事故防止による便益の金銭価値化は困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制の緩和ではないため、該当せず。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」を把握することが必要</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 小出力発電設備に該当する再生可能エネルギー発電設備について、安全性に疑義のある設備や実際に事故のあった設備が現れている状況において、小出力発電設備に対する適切な規律の確保がなされることにより、再生可能エネルギー発電設備への信頼性が高まり、その導入が促進されることが期待される。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 自家用電気工作物に該当する再生可能エネルギー発電設備の保守点検を専ら外部の事業者へ委託し、設備の状況について自ら確認していない設置者が増えている状況において、自家用電気工作物の適切な規律の確保がなされることにより、再生可能エネルギー発電設備への信頼性が高まり、その導入が促進されることが期待される。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</p> <p>費用の発生は限定的である一方で、小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安が適切に確保されることにより、事故の防止が図られる等の効果が見込まれることから、妥当な改正であると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較者とし、採用案の妥当性を説明</p> <p>小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安の確保の代替案としては、設置に当たり、許認可の対象とすることも考えられる。しかし、その一部の安全性に疑義があるからといって、設備数の膨大な小出力発電設備及び自家用電気工作物を全て画一的に事前の許認可の対象とすると、膨大な行政費用が発生することになる。</p> <p>一方、報告徴収や立入検査は、安全性に疑義のある小出力発電設備及び自家用電気工作物の状況を限定的な費用で確認し、必要な指導を行うことができるため、妥当であると考えられる。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 小出力発電設備に対する適切な規律の確保について、「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」において、小出力発電設備を報告徴収及び立入検査の対象とすべき旨の中間報告が取りまとめられている。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保について、「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安人材・技術ワーキンググループ」において、自家用電気工作物の保守点検を行う事業者を報告徴収及び立入検査の対象とすべき旨の中間報告が取りまとめられている。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記</p> <p>当該規制については、本法案附則第12条において本法案の施行後5年を経過した後適当な時期に見直す旨が規定されているため、施行から5年後に事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>(1)小出力発電設備に対する適切な規律の確保 小出力発電設備に対する報告徴収及び立入検査の実績等から、小出力発電設備に対する規律の確保状況について確認することとする。</p> <p>(2)自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対する報告徴収及び立入検査の実績等から、自家用電気工作物に対する規律の確保状況について確認することとする。</p>
備考	